

- しかしながら、復興事業費総額のうち、本県の負担額は約2兆3千億円に達し、その財源手当として約1兆3千億円の県債を発行せざるを得なかったことから、震災関連県債の残高は平成19年度時点でも約8,500億円と、県債残高全体の1/4以上を占めている。また、その償還財源として県債管理基金を活用してきたため、あるべき県債管理基金残高に対する積立不足額が約2,700億円（積立不足率：59.2%）となっている。【図5、6】

#### 【図5】平成19年度末県債残高

— 震災関連の県債残高は、なお8千億円以上にのぼる —

(単位：億円、%)

区 分	残 高	構 成 比
地方財政対策債	10,672	31.8%
震災関連債	8,460	25.2%
上記以外の県債	14,459	43.0%
計	33,591	100.0%

※ 地方財政対策債：減税補てん債、減収補てん債、臨時財政対策債、財源対策債

#### 【図6】平成19年度末県債管理基金残高不足額

(単位：億円、%)

区 分	不 足 額	不 足 率
県債管理基金	2,713	59.2%

- 平成15年度に「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」を策定し、計画的な行財政改革に取り組むこととしたが、その策定直後の平成16年度から、三位一体改革の影響により地方交付税が大幅に削減された。【図7】

また、国の歳出・歳入一体改革において、「地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本とした歳出削減を行う」（骨太の方針2006）とされ、地方財政計画の総額が抑制基調で推移するとともに、財源不足を補てんするための県債の発行についても抑制方向で進められている。

このため、本県財政は極めて厳しい状況となっている。

#### 【図7】三位一体改革の影響（平成15年度と19年度との比較）

内 容	本県の影響
国庫補助負担金改革（税源移譲に係るもの）	約△1,000億円
税源移譲	約 1,000億円
地方交付税改革（地方交付税及び臨時財政対策債）	約△ 700億円

※ 地方交付税改革の影響額は、県税収入の増に伴って制度的に減額される額を除いたもの。

- こうしたなか、平成18年度から地方公共団体の起債発行が国による許可制から国との協議制となるのに伴い、公債費による財政負担の度合いを示す指標として、フロー指標である起債制限比率にかわって、新たに県債管理基金の積立不足というストック面も加味した実質公債費比率が導入された。

本県は、県債管理基金の積立不足が大きく影響し、実質公債費比率が許可団体への移行基準である18%を超え、全国ワースト2位の19.6%となった。

- 平成19年度当初予算は、三位一体改革の影響による地方交付税の減（約700億円）や震災関連県債の償還（約700億円）等に伴って生じた約1,200億円の収支不足に対し、県債管理基金からの過去最大の借り入れ（500億円）や退職手当債、行革推進債等の発行（約700億円）を見込むことにより、ようやく編成することができた。

しかし、年度半ばの9月時点で、県税収入の減や総務省が地方債の発行抑制方針を打ち出したことから、大幅な歳入欠陥（620億円）が生じる見込みとなった。このため、年度後半に予定していた事業の取り止めや翌年度以降への繰り延べなどの緊急対策に取り組む一方で、県税の確保努力の強化や減収補てん債の発行、退職手当債の増額、公営企業会計からの借入等の追加の財源対策を講じることによって対応した。

この結果、平成19年度決算は、昭和52年度以降31年連続で実質収支の黒字をかるうじて確保したものの、黒字幅は過去最小の34百万円となった。

また、実質公債費比率は、公債費が前年度から増となったこと等により、20.2%へと上昇し、引き続き全国ワースト2位（見込）となった。将来負担比率については、早期健全化基準（400%）は下回ったものの、震災関連県債残高の影響等により、全国ワースト1位（見込）の361.7%（震災関連県債残高を除くと272.3%）となった。

【図8】実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H17	H18	H19
実質公債費比率	19.6	19.6	20.2
将来負担比率	—	—	361.7

- 平成20年度当初予算は、新行革プラン（第1次）に基づき、定員削減や給与の減額等による人件費の削減、ゼロベースでの行政経費の見直しや、投資事業の見直し等を行い、選択と集中を徹底することにより、これまでの全方位型の取組から、課題対応型への取組へ転換を図った。

この結果、地方債発行を抑制することで、プライマリーバランスを平成2年度以来18年ぶりに黒字化して県債残高に一定の歯止めをかけるなど、新たな兵庫づくりへの適切なスタートを切るための基盤、枠組みを確立した。

## 2. 「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン）」について

兵庫県は上述の県財政の現状と課題をふまえ新行革プランを公表している。そこに記載されている「3 財政フレーム（1）財政運営の基本方針、（2）改革による効果額及び（3）平成30年度までの財政フレーム（事業費ベース）」は下記の通りである。

### 3 財政フレーム

#### （1）財政運営の基本方針

平成30年度までの財政運営の基本方針を次のとおりとし、この方策に基づく改革を推進することにより、財政の健全化を図る。

- ① 徹底した歳出・歳入改革を行うことにより、改革期間後半には歳出・歳入の均衡を達成
- ② 各年度のプライマリーバランスを黒字化
- ③ 実質公債費比率を平成30年度には18%水準に抑制
- ④ 県債残高を平成30年度末には平成19年度末残高の80%水準に圧縮し、将来負担比率を平成30年度には震災の影響を除いた平成19年度決算以下の水準に抑制
- ⑤ 財源対策として活用する県債管理基金は、当該年度におけるルール積立額の概ね1/3以下に抑制
- ⑥ 実質公債費比率算定上の県債管理基金積立不足率を平成30年度には平成19年度の2/3水準に圧縮
- ⑦ 経常収支比率を平成30年度には90%水準に抑制
- ⑧ 事務事業の廃止・縮小や組織の再編等により、一般行政部門の定員を平成30年度までに概ね3割削減

(単位：億円)

(2) 改革による効果額

区 分	平成20～30年度効果額		構 成 比	説 明
	合 計	平 均		
歳入改革による効果額 A	13,460 (8,170)	1,224 (743)	95.8% (93.3%)	
人 件 費	2,900 (2,700)	264 (245)	20.6% (30.8%)	・業務専業の見直し等に伴う定員削減(1,100億円) ・給与の見直し(1,600億円)
行 政 経 費	4,400 (3,470)	400 (316)	31.3% (39.6%)	
事 務 専 業	3,675 (3,055)	334 (278)	26.2% (34.9%)	・一般事務費の削減・庁舎、学校等の施設維持の効率化 ・主要な政策的経費の見直し(福祉医療の経過措置等による効果額 ▲ 60億円) ・市町、民間に対する補助金の見直し等
公 的 施 設	170 (150)	15 (13)	1.3% (1.8%)	・施設の移譲等・運営の合理化・効率化・公募による指定管理者の拡大
試 験 研 究 機 関	10 (15)	1 (2)	0.1% (0.2%)	・試験研究費の見直し・体制の見直し・効果的な運営手法の導入等
公 社 等	545 (250)	50 (23)	3.9% (2.9%)	・運営の合理化・効率化
投 資 的 経 費	6,160 (2,000)	560 (182)	43.9% (22.9%)	
投 資 専 業	5,570 (1,410)	506 (128)	39.7% (16.2%)	・補助事業 H20：対H19年度比▲11.8%、H21～23年度：毎年度▲2～5%、H24以降：H23水準を維持(1,200億円) ・単独事業 H20：対H19年度比▲18.5%、H21～25年度：毎年度▲4～15%、H26以降：H25水準を維持(700億円)
公 債 費 ・ 交 付 税	590 (590)	54 (54)	4.2% (6.7%)	・投資事業の縮減に伴う公債費の減：810億円 ・投資事業の縮減に伴う交付税算入額の減：220億円
歳入改革による効果額 B (自主財源の確保)	590 (590)	54 (54)	4.2% (6.7%)	
果 税 収 入	250 (250)	23 (23)	1.8% (2.9%)	・全国平均を上回る徴収歩合を確保
使 用 料 ・ 手 数 料	50 (50)	5 (5)	0.4% (0.6%)	・物価上昇、類似施設との均衡及び所要経費を踏まえた料金体系の見直し ・県営住宅に係る滞納費徴収の促進、駐車場管理を適正化
財 産 収 入	290 (290)	26 (26)	2.0% (3.3%)	・未利用地等の売却処分の促進 ・命名権(ネーミングライツ)の導入
計 ( A + B ) C	14,050 (8,760)	1,277 (796)	100.0% (100.0%)	
特 別 な 財 源 対 策 D	3,520 (3,520)	320 (320)	—	・震災関連県負担の平準化等(行革推進債(2,400億円)、退職手当債(2,200億円)の発行(計4,600億円)) ・震災関連運送経費の減少 ・4,831億円(H19年度)～3,460億円(H30年度)×1/2=2,416億円>2,400億円(行革推進債) ・起債の発行に伴う公債費の増(H20～30年度：▲1,810億円) ・県債管理基金の取崩 (H20～30年度：730億円)
合 計 ( C + D ) E	17,570 (12,280)	1,597 (1,116)	—	【効果額(一般財源)の構成比] 歳入歳出改革に伴う効果額(71.3%)、特別な財源対策(28.7%)

※ 効果額は事業費ベース、( ) は一般財源ベース

(3) 平成30年度までの財政フレーム(事業費ベース)

	(単位:億円)												
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20~30計
県	8,250	8,350	8,540	8,750	9,000	9,270	9,530	9,810	10,080	10,370	10,670	10,970	105,330
地方交付税	3,380	3,530	3,540	3,510	3,370	3,360	3,330	3,290	3,230	3,200	3,140	3,100	30,810
国庫支出金	1,660	1,610	1,610	1,590	1,530	1,530	1,560	1,510	1,510	1,530	1,530	1,510	15,130
特定財源	3,920	3,680	3,680	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	40,390
起債	1,170	1,040	910	840	810	810	780	780	780	780	780	780	8,090
その他の一般財源	340	310	310	330	330	330	340	340	330	340	350	360	3,860
歳入	13,680	13,520	13,530	13,680	13,700	13,550	13,220	13,300	13,460	13,610	13,760	13,910	132,300
人件費	6,340	6,070	5,940	5,810	5,740	5,720	5,760	5,710	5,680	5,630	5,620	5,620	57,280
公債	2,420	2,480	2,650	2,800	2,840	2,900	2,800	2,630	2,530	2,610	2,510	2,570	23,300
県税	2,070	2,010	2,010	2,060	2,110	2,170	2,230	2,290	2,290	2,420	2,480	2,550	23,700
行政	6,860	6,740	6,815	6,810	6,825	6,860	6,965	6,935	6,975	7,015	7,075	7,095	76,110
投資	(3,400)	(3,340)	(3,350)	(3,350)	(3,350)	(3,350)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(33,910)
経費	2,540	2,380	2,150	2,040	1,960	1,930	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	21,810
経費	(1,170)	(1,040)	(910)	(840)	(810)	(810)	(780)	(780)	(780)	(780)	(780)	(780)	(8,190)
補助	1,420	1,340	1,270	1,230	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	13,440
事業	(500)	(470)	(450)	(430)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(4,710)
事業	1,120	1,040	880	810	760	730	700	700	700	700	700	700	8,420
単	(670)	(570)	(460)	(410)	(390)	(370)	(360)	(360)	(360)	(360)	(360)	(360)	(4,380)
新規事業	-	-	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30	290
歳入-歳出対差後の取支不足額 A-B-C	20,230	19,680	19,585	19,550	19,508	19,610	19,675	19,485	19,465	19,605	19,825	19,755	215,560
財源対取債 E+F+G+H+I+J	1,140	1,140	1,065	870	805	670	455	105	155	305	515	615	3,460
退職手当償の発行	90	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行革推進償の発行	370	400	350	300	300	250	200	200	200	200	200	0	2,200
行革推進償の発行に伴う公債費の増	290	350	300	250	250	250	200	200	200	200	200	0	2,400
公営企業会計からの借入	0	0	△ 20	△ 70	△ 100	△ 160	△ 190	△ 220	△ 240	△ 270	△ 270	△ 280	△ 1,810
県債管理基金の取崩(追加積立)	500	300	375	390	355	330	245	△ 75	△ 315	△ 235	△ 445	△ 335	860
財源対取債後の取支不足額 C+D+E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※10億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20~30計
プライマリバランス	△ 966	7	500	821	962	1,169	1,326	1,506	1,699	1,875	1,998	2,153	-
実質公債費比率(単年度) %	18.9	20.9	23.3	22.8	21.4	23.7	23.0	24.3	22.5	21.8	19.1	17.9	-
実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	21.1	22.3	22.5	22.6	22.7	23.7	23.3	22.9	21.1	19.6	-
県債償還率	2,144	1,928	1,557	1,393	1,360	1,294	1,183	1,183	1,183	983	883	783	(△ 1,361)
県債償還率(臨財償還率) / 標準財政規模(倍)	33.765	34.034	34.034	33.409	32.772	31.855	30.847	30.135	29.495	28.496	27.598	26.440	(△ 7,325)
県債償還率(臨財償還率) / 標準財政規模(倍)	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	-
将来負担比率	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	5,303	4,851	4,419	4,016	3,629	(△ 4,831)
将来負担率	361.7	363.3	371.0	366.4	362.4	352.4	341.5	327.7	315.2	297.3	279.8	261.4	-
県債管理基金残高	272.3	279.9	290.0	289.1	288.2	281.7	273.0	263.1	256.0	243.9	231.2	217.0	-
県債管理基金残高	1,867	1,608	1,436	1,618	1,212	2,481	2,540	2,728	3,025	3,643	4,449	5,220	(3,353)
県債管理基金取崩	870	1,055	1,052	1,254	1,427	1,620	1,552	1,500	1,464	1,648	1,696	1,736	-
県債管理基金積立	465	300	375	390	355	330	245	245	245	245	245	245	-
県債管理基金不足率	59.2	66.5	71.9	71.6	66.8	62.8	62.1	58.4	54.3	43.8	31.2	17.3	-
県債管理基金不足率	103.5	102.7	101.4	100.9	100.5	100.0	98.1	94.8	92.7	91.6	89.7	89.2	-
県債管理基金不足率	96.3	96.3	95.3	94.5	94.4	94.0	92.2	89.0	87.1	86.3	84.7	84.5	-

※県債償還率には、臨時財政対策債償還率を含めていない。(H20発行額:564億円)  
 ※平成20年度は、普通交付税額の確定に伴う変更(減収補てん償の発行等)を反映

3. 「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン）」と公の施設

「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン）」における公の施設等の取扱いは下記のとおりである。

(1) 行政政策

ア. 事務事業

(単位：百万円)

今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
<p data-bbox="300 622 497 654">〔改革の基本方向〕</p> <p data-bbox="316 654 1114 810">○ 事業の必要性、県と市町・民間との役割、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点から見直しを行うなかで、各施策の優先度を見極め、選択と集中を徹底し、少子高齢社会や人口減少社会の到来、第二期地方分権改革や市町合併の進展など、時代の変化に的確に対応する施策展開を図る。</p> <p data-bbox="338 810 1114 878">また、県民の多様な参画と協働の取組みを推進するとともに、民間活力の活用等により業務執行方法の一層の簡素化、効率化を図る。</p> <p data-bbox="274 945 507 976">1 一般事務費の削減</p> <p data-bbox="290 976 849 1008">(1) 賃金、旅費、需用費、使用料、役務費、委託料</p> <p data-bbox="363 1008 849 1039">平成19年度当初予算額の70%水準に抑制する。</p> <p data-bbox="290 1039 667 1070">(2) 超過勤務手当（一般行政部門）</p> <p data-bbox="363 1070 849 1102">平成19年度当初予算額の85%水準に抑制する。</p> <p data-bbox="363 1102 1129 1133">(定員の削減を踏まえ平成30年度に平成19年度当初予算額の50%水準に抑制)</p> <p data-bbox="274 1169 507 1200">2 施設維持費の抑制</p> <p data-bbox="316 1200 1129 1267">庁舎、公的施設等の維持管理経費について、平成19年度当初予算額の概ね85%水準へ抑制する。</p> <p data-bbox="363 1267 507 1299">①契約の工夫</p> <p data-bbox="395 1299 801 1384">・ 契約部局の集約化 ・ 長期継続契約の実施 ・ 電力、ガス契約における入札の実施</p> <p data-bbox="363 1384 1056 1415">②保守点検、清掃、警備等の委託契約の仕様（回数等）の見直し</p> <p data-bbox="363 1415 849 1447">③指定管理者制度の導入にあたり公募の実施</p> <p data-bbox="363 1447 1104 1478">④県有施設の空きスペースの活用による民間ビルの賃借料の軽減 等</p> <p data-bbox="274 1514 529 1545">3 政策的経費の見直し</p> <p data-bbox="290 1545 1129 1612">(1) 地方財政措置を上回って本県独自に措置している事業について、その必要性が低下している場合は、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制</p> <p data-bbox="290 1639 1129 1706">(2) 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準まで縮小</p> <p data-bbox="290 1733 1129 1800">(3) 国の制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、本県の独自措置の水準を縮小</p> <p data-bbox="290 1827 1129 1895">(4) 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化</p> <p data-bbox="290 1921 1129 1989">(5) 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化</p>	<p data-bbox="1168 622 1273 689">328,184 (250,843)</p>

イ. 投資事業（県営住宅建替事業）

（単位：百万円）

今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																																											
<p>[改革の基本方向]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つくる」から「つかう」の視点から、県営住宅ストックの長期有効活用の推進を図る。また、それに伴い、県営住宅建替え事業量を必要最小限の戸数に限定する。</li> <li>○ 県営住宅ストックの効率的、適切な管理を推進する。</li> </ul> <p>1 県営住宅ストックの長期有効活用の推進</p> <p>(1) 既存ストックの長期有効活用を図るため、長期使用対策工事の実施や、経年劣化防止に向けた適切な維持修繕など「つくる」から「つかう」の視点を踏まえた取組みを推進する。</p> <p>(2) 今後の県営住宅建替事業量は、既存ストックの長期有効活用の視点も踏まえ、必要最小限の戸数に絞り込む。</p> <p>(3) そのため、現行の「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に定めた事業量を見直し、今後の改革期間の事業量として新たに定める。</p> <p style="text-align: center;">[今後の改革期間中の建替事業量] (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th rowspan="2">現行計画</th> <th colspan="3">改 革 期 間</th> </tr> <tr> <th>H20~30</th> <th>H20~24</th> <th>H25~29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建替戸数</td> <td>単年度</td> <td>550戸</td> <td>300戸</td> <td>400戸</td> <td>500戸</td> </tr> <tr> <td>期間計</td> <td>6,050戸</td> <td>1,500戸</td> <td>2,000戸</td> <td>500戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業費</td> <td>単年度</td> <td>7,975</td> <td>4,350</td> <td>5,800</td> <td>7,250</td> </tr> <tr> <td>期間計</td> <td>87,725</td> <td>21,750</td> <td>29,000</td> <td>7,250</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">4,000戸</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">58,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県営住宅ストックの効率的、適切な管理の推進</p> <p>(1) 募集回数の増加による未入居期間の短縮や災害復興公営住宅への被災者以外への入居など、県営住宅のより効率的な管理を推進する。</p> <p>(2) 世帯人数の増加や加齢などによる住替えなど入居者のニーズを的確に把握した住み替えを進める。</p> <p>(3) 民間活力による効率的な管理を推進するため、平成18年度から試行的に実施している公募による指定管理者制度の活用検証を踏まえ、平成21年度以降、順次、対象団地又は団地群を選定し、条件の整ったものから公募を拡大していく。</p>	年 度	現行計画	改 革 期 間			H20~30	H20~24	H25~29	H30	建替戸数	単年度	550戸	300戸	400戸	500戸	期間計	6,050戸	1,500戸	2,000戸	500戸	事業費	単年度	7,975	4,350	5,800	7,250	期間計	87,725	21,750	29,000	7,250				4,000戸						58,000			<p>6,275 (6,275)</p> <p>(一般会計 繰出金)</p>
年 度			現行計画	改 革 期 間																																								
	H20~30	H20~24		H25~29	H30																																							
建替戸数	単年度	550戸	300戸	400戸	500戸																																							
	期間計	6,050戸	1,500戸	2,000戸	500戸																																							
事業費	単年度	7,975	4,350	5,800	7,250																																							
	期間計	87,725	21,750	29,000	7,250																																							
			4,000戸																																									
			58,000																																									

ウ. 公的施設

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
ウ. 公的施設	<p>1 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 施設の廃止、移譲、無償貸付</p> <p>① 施設の廃止 (10施設)</p> <p>(平成12年度) 二川ハイム、県民ふるさとのおえ (平成13年度) 芦屋ユース、ホステル、淡路ユース・ホステル (平成15年度) 豊岡労働会館、丹波林間学校 (平成18年度) 三堂高原青少年野外活動センター、橋の実温泉荘、立雲荘 (平成19年度) 昆虫館</p> <p>② 市町、民間への移譲 (8施設)</p> <p>(平成13年度) 青年の山 (平成15年度) 西はりま青少年館、淡路ふれあい公園 (平成16年度) 健康センター、東はりま水辺の里公園、丹波総合スポーツセンター (平成20年度) 東はりま青少年館(予定) (平成20年3月に設置条例を廃止済)</p> <p>③ 公社等への無償貸付 (5施設)</p> <p>(平成13年度) 津名ハイム、淡路ファームパーク (平成18年度) 近坂心身障害者更生保養センター、いなみ野学園 (平成19年度) 六甲保養荘</p> <p>(2) 指定管理者制度への移行 平成15年度の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営に係る指定管理者制度が創設されたことに伴い、指定管理者制度への移行を推進 (平成18年度～)</p> <p>(3) 施設維持費の削減 設置目的や市町、民間との役割分担等からみて、引き続き県立施設として運営する必要がある施設について、運営体制や事業内容等の見直しにより合理化、効率化を図り、平成19年度の施設維持費の総額を平成20年度に県一般財源で15%程度削減した。</p>	<p>9,956 (8,896)</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>○ 地域性の強い施設や市町立施設とすることで一層の利用促進、経営の効率化が見込まれる施設は、市町への移譲又は移管を行うとともに、廃止についても検討する。</p> <p>○ 指定管理者選定における公募の拡大や運営体制等の見直しにより、サービスの向上とコスト削減の両面から運営の合理化、効率化を推進する。</p> <p>1 施設の移譲等</p> <p>(1) 市町への移譲等 施設の利用率や市町における施設整備、県と市町との役割分担等を踏まえ、次の施設について、市町への移譲又は移管を行う方向で協議・調整を進め、協議が整わない場合は原則として廃止する。</p> <p>① 新たな施設に係る地元利用率が高く、市民利用が中心となっている施設(市への移譲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巨摩全天候運動場 (所在地: 養父市)</li> </ul> <p>② 地元利用率が高い、公園内の施設を地元市町が管理しているなど、地域性が強い小規模な都市公園(市町への移譲又は市町への移管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神麿台緑地 (所在地: 神戸市)</li> <li>・明石西公園 (所在地: 神戸市、明石市)</li> <li>・西宮庫公園 (所在地: 尼崎市)</li> <li>・北播磨森眼村公園 (所在地: 多可町)</li> </ul> <p>③ 市町が指定管理者として運営を行っており、市町立施設とすることで一層の利用促進、経営の効率化が見込まれる施設(市町への移譲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東はりま日勝町の丘公園 (所在地: 西脇市)</li> <li>・笠形山自然公園センター (所在地: 多可町)</li> <li>・淡路番りの公園 (所在地: 淡路市)</li> </ul> <p>④ 県が市に無償貸付し、自主運営が行われており、市民利用が中心となっている施設(市への移譲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たんば田園支庁ホール (所在地: 篠山市)</li> </ul> <p>(2) 民間ノウハウを活用した運営手法の検討 民間ノウハウを活用することで、一層の利用促進、経営の効率化が見込まれる業務性の強い次の施設について、運営手法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラワーセンター (所在地: 加西市)</li> </ul>	<p>16,717 (14,938)</p>



(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																														
2	見直しの検討対象施設 (平成20年4月1日現在)																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設数</th> <th>施設種別 (うち公算)</th> <th>運 営 形 態</th> <th>市への 無償貸付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文教施設</td> <td>35施設</td> <td>15施設 (1施設)</td> <td>18施設</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー・ゾウ施設</td> <td>22施設</td> <td>2施設 (2施設)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>産業振興関連施設</td> <td>3施設</td> <td>3施設 (1施設)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>18施設</td> <td>18施設 (6施設)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>78施設</td> <td>58施設 (10施設)</td> <td>18施設</td> <td>2施設</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設数	施設種別 (うち公算)	運 営 形 態	市への 無償貸付	文教施設	35施設	15施設 (1施設)	18施設	2施設	スポーツ・レジャー・ゾウ施設	22施設	2施設 (2施設)	-	-	産業振興関連施設	3施設	3施設 (1施設)	-	-	都市公園	18施設	18施設 (6施設)	-	-	計	78施設	58施設 (10施設)	18施設	2施設			
区分	施設数	施設種別 (うち公算)	運 営 形 態	市への 無償貸付																														
文教施設	35施設	15施設 (1施設)	18施設	2施設																														
スポーツ・レジャー・ゾウ施設	22施設	2施設 (2施設)	-	-																														
産業振興関連施設	3施設	3施設 (1施設)	-	-																														
都市公園	18施設	18施設 (6施設)	-	-																														
計	78施設	58施設 (10施設)	18施設	2施設																														
	<p>※ 県が設置した公の施設のうち、道路、河川、住宅等の収益施設、学校、医療・社会福祉施設を除く県民利便施設を対象</p> <p>※ 昆虫館及び東はりま青少年館については、新行革プラン（第一次）に基づき、平成20年3月末に廃止済</p>																																	
2	施設の廃止等		<p>設置当初からの施設を取り巻く環境の変化等を踏まえ、次の施設について、廃止・有効活用を図る。</p> <p>(1) 人と防災未来センター「ひと未来館」(所在地：神戸市)</p> <p>① ひと未来館の廃止</p> <p>人と防災未来センター「ひと未来館」は、阪神・淡路大震災の教訓として「いのち」や「共に生きること」の大切さを伝える機能を果たしてきた。近年、コウノトリの自然放鳥やひょうご環境体験館の開設、小学校3年生での環境学習など、自然とのふれあいの中で「いのち」の大切さを学ぶ体験型環境学習機会が充実されたことを踏まえ、現在の展示を縮小し、地震、津波等の自然災害に対する防災展示を充実する。</p> <p>これに伴い、「ひと未来館」としての運営は、平成20年度末で廃止する。</p> <p>② 防災展示の充実</p> <p>世界的な地震災害等の多発や、東南海・南海地震等への対応の必要性を踏まえ、地震、津波等の防災展示を充実し、「防災未来館」との一体的な展示及び運営を図る。</p> <p>③ 国際的な防災・環境関係機関の拠点</p> <p>国際的な防災・環境関係機関の集積を図り、国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点として活用する。</p> <p>〔 国際エメックスセンター、地球環境戦略研究機関・関西研究センター、アジア太平洋地球環境研究ネットワークセンター等〕</p> <p>(2) 貸館・会議室の有効活用</p> <p>① 県庁周辺の貸館・会議室</p> <p>県庁周辺の貸館・会議室を集約し、利用の効率化を図るとともに、集約後の余剰施設(産業会館等)について売却等を検討する。</p> <p>② 姫路労働会館</p> <p>東民高再編後の総合庁舎の状況を踏まえつつ、姫路総合庁舎に隣接する姫路労働会館の一部について、庁舎としての活用を検討する。</p> <p>3 指定管理者制度の推進</p> <p>(1) 直営施設への指定管理者制度の導入</p> <p>効果的で質の高い管理運営を図るため、直営施設への指定管理者制度の導入を推進する。</p> <p>〔新たに指定管理者制度を導入する施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東播磨生活創造センター (所在地：加古川市)</li> <li>・ 神戸生活創造センター (所在地：神戸市)</li> </ul> <p>東播磨生活創造センターにおけるNPO等への業務委託(20年度)の状況を踏まえ、指定管理者を公募する。</p>																															

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	(単位：百万円) 効果額 (うち一般財源)
			<p>(2) 公業による指定管理者の選定</p> <p>① 公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保に支障がなく、民間事業者のノウハウを活用することにより、効果的で質の高い管理運営が期待できる施設は、原則として公業により指定管理者を選定する。 (2.6施設(東播磨生活創造センター、神戸生活創造センターを含む) (現行110施設)</p> <p>② 次の施設については、公業によらず、特定の団体等を指定管理者に指定する。 (運営の状況を踏まえ、引き続き公業の是非を検討) (2.6施設(東和野高野野外教育センター、丹波年輪の里を含む) (現行4.8施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営にあたり県行政との一体性が必要とされる施設</li> <li>・高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設</li> <li>・施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設</li> <li>・隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設</li> <li>・地域住民が管理運営に主体的に参画している施設</li> </ul> <p>[指定管理者を見直す施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東和野高野野外教育センター (所在地：香美町) 近傍町立施設との密接な連携のもと、効果的な管理運営を図ることにより、施設を移とした地域活性化が期待できることから、地元町に管理運営を委ねる方向で協議・調整を進める。</li> <li>・丹波年輪の里 (所在地：丹波市) クラフト創作活動の促進など丹波年輪の里の特長的な機能をより発揮するため、(財)兵庫丹波の森協会に管理運営を委ね、丹波の森構想の推進拠点である丹波の森公園と一体的な管理運営を行う。</li> </ul> <p>(3) 透明性・公平性の確保</p> <p>① 指定管理者の公募について、より一層の透明性・公平性を確保するため、選定方法や評価基準・配点など、できるだけ多くの情報事前に公表するとともに、選定委員会における議事内容を公表する。</p> <p>② より効果的で質の高い管理運営の提案が選定されるよう、施設の管理運営状況、選定委員会での意見等を踏まえ、選定方法等の見直しを行う。</p>	

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
			<p>(単位：百万円)</p> <p>4 運営の合理化・効率化                      (1) 施設維持費の削減                      ・引き続き県立施設として運営する施設については、運営体制や事業内容等の見直しにより合理化・効率化を図る。                      ・契約方法の見直し(契約部局の集約化、長期継続契約の実施、複数施設による一括契約(人札)の導入、電力・ガス契約における入札の実施等)                      ・契約内容の見直し(保守点検、清掃、警備等の委託契約の仕様(回数等)の見直し等)</p> <p>(2) 管理運営の評価                      指定管理者の業務の改善及びサービスの向上に一層の向上に資するため、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。                      ・指定管理者による自己評価                      ・施設所管課による総合評価(外部有識者による評価)                      ・評価結果の公表、指定管理者制度の効果分析</p>	

4. 往査対象施設の新行革プラン

往査対象とした公の施設に係る「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン）」を見てみると以下のとおりである。

項目	現状（平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>〔公社等〕 ①(株)夢舞台</p>	<p>1 団体の概要 (1) 設立目的 「淡路島国際公園都市」の中核施設である「淡路夢舞台」のホテル、展望レストランの経営をはじめ、施設群全体の一元的な管理業務を行う。 (2) 資本金：1,508,500千円 (うち原出資：1,250,000千円(82.9%)) (3) 平成20年度予算額：3,816百万円 (うち原支出額： 8百万円) (4) 主な事業 ① ウェスティンホテル淡路・レストラン等経営 平成19年度利用者数：721,093人(延べ人数) ② 淡路夢舞台施設の管理運営 平成19年度利用者数：国際会議場会議件数314件 温泉入場者数212,746人 ③ 淡路交流の連携の管理運営 平成19年度利用状況：903隻</p>	<p>【改革の基本方向】 ○ ホテル事業部門の一層の収益向上や、淡路夢舞台におけるホテル及び県立施設群の一体的・効率的な管理運営など、さらなる経営改善を推進し、平成28年度に累積損失の解消を目指す。</p> <p>1 今後の経営方針 (1) ホテル事業部門の一層の収益向上 営業強化による新規顧客の確保、営業経費の抑制・削減、本社経費のさらなる削減などに取り組み、一層の収益向上を図る。 (2) 淡路夢舞台施設の管理運営の一元化 淡路夢舞台におけるホテル及び県立施設群の一体的・効率的な管理運営を図る。 (3) 累積損失の解消 さらなる経営改善を推進し、平成28年度に累積損失の解消を目指す。</p> <p>2 具体的な取組内容 (1) ホテル事業部門の収益向上 ① 営業強化による新規顧客の確保 営業エリアの拡大、ターゲットを絞ったプランの設定等により、新規顧客を確保する。 ② 営業経費の抑制・削減 組織体制の集約・再編による人員の削減 ホテル事業に係る売上原価の現水準(売上比率25%程度)の堅持 光熱水費の5%削減等 ③ 本社経費のさらなる削減 社長報酬のカット(30%削減)、会費・参加の廃止、一般社員給与等のカット(17百万円/年) ホテルの直営方式への移行によるマネジメントファターの削減(Δ70百万円/年) 社員寮施設(賃貸契約)の買い上げによる経費削減(Δ35百万円/年)</p> <p>(2) 淡路夢舞台等施設の管理運営の一元化による効率的な運営 ① 淡路夢舞台等施設におけるホテル及び県立施設群について、実態的には関係団体が関係団体からの委託により運営を担ってきたことから、平成21年度以降、関係団体が直接、指定管理者の指定等を受けて施設全体を管理運営する。 ② 管理運営の一元化により、一体的・効率的な運営及び組織の統合を行い、人件費・事務費等の経費削減等を図る。 ③ ハイウェイオアシスについては、集客力向上・利活用促進のための経営ノウハウを有している関係団体が運営を担う。</p>
	<p>3 これまでの主な改革の取組み (1) 収益確保と経費削減 ① ホテル売上増対策 A 客室料金の値上げ(平均8.1%アップ) イ 営業強化による「新規顧客」の取り込み ウ 設備・サービスレベルの維持・向上による「リピーター」の確保 ② ホテル経費抑制・削減対策 A 人件費の伸びを抑制 イ 売上原価の現水準(売上比率25%程度)の堅持 ウ 光熱水費の削減(5%削減) ③ 本社経費(オーナー経費等)のさらなる削減 A 本社人件費の削減(会長、社長等の報酬カット等Δ15百万円)</p>	<p>【見直し後】 指定管理者等 (約)夢舞台</p> <p>【現行】 指定管理者等 国際交流協会 淡路花博 記念事業協会 淡路夢舞台公池(温室、野外劇場等) 淡路山緑地 淡路ハイウェイオアシス</p>